



一時預かり事業のご案内 《銚子市》

週2~3日外で働いているが子どもをみてくれる人がいないので困っている



こんな時にご利用ください

毎週一回通院しているが子どもと一緒に連れていかなければならぬので困っている

家族が急に入院したので看護をしなければならなくなった。子どもをみてくれる人がいないので困っている

保護者会に行きたいが子どもをみてくれる人がいないので困っている。たまには育児から解放されリフレッシュしたい

2番目の子を出産するため入院している間、上の子をみてくれる人がいないので困る



銚子市一時預かり事業とは

保護者の就労・傷病・育児の負担などにより、家庭での保育が一時的に困難な場合にお子さんを保育所でお預かりします

申し込みの手続きは

保育所に直接お電話ください。面接をしてからの利用となります

第二保育所 0479-22-1559

一時預かりを利用できる方

- ★非定型的一時預かり（週3日以内の保育）
就労等により家庭での育児が断続的に困難な場合
- ★緊急的一時預かり
保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合
- ★私的理由による一時預かり
育児疲れ解消等私的な理由やその他の理由により一時的に保育が必要な場合



<u>対象児童</u>	生後6か月以上就学前の健康な児童
<u>保育時間</u>	午前8時30分から午後4時30分まで
<u>休日</u>	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29~1/3）

利用料

区分	利用料（1時間当たり）		食料料（1日当たり）	
	市内児童	市外児童	市内児童	市外児童
3歳未満児	0円	400円	0円	350円
3歳以上児		600円		

※令和8年4月より利用料、食料料が変わりました